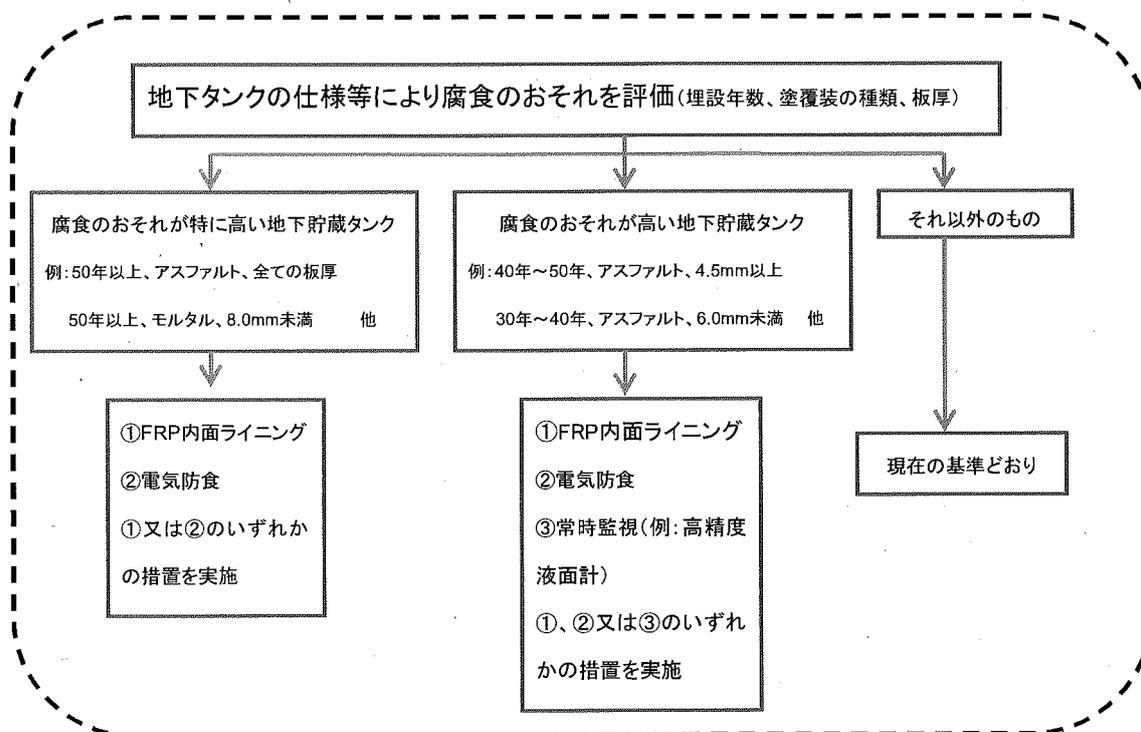


危険物地下貯蔵タンク設置者の皆さまへ（ご案内）

危険物の規制に関する規則等の一部を改正する省令（平成 22 年総務省令第 71 号）及び危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示の一部改正（平成 22 年総務省告示第 246 号）が平成 23 年 2 月 1 日から施行されました。

今回の改正は、地盤面下に直接埋設された鋼製一重殻の地下貯蔵タンクのうち設置年数、塗覆装の種類及び設計板厚が一定の要件に該当するものを「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」等として区分し、その区分に応じてタンク内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講ずることを主な内容とするものです。

1. 地下貯蔵タンクの流出事故防止対策のフロー



2. 地下貯蔵タンクの評価

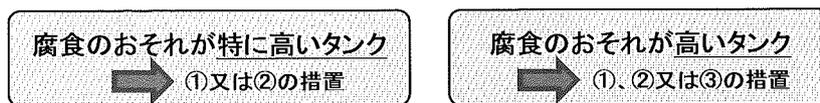
(1) 腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
設置年数が50年以上のもの	アスファルト	全ての設計板厚
	モルタル	8.0mm 未満
	エポキシ樹脂等	6.0mm 未満
	強化プラスチック	4.5mm 未満
設置年数が40年以上50年未満のもの	アスファルト	4.5mm 未満

(2) 腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク

設置年数	塗覆装の種類	設計板厚
設置年数が50年以上のもの	モルタル	8.0mm 以上
	エポキシ樹脂等	6.0mm 以上
	強化プラスチック	4.5mm 以上 12.0mm 未満
設置年数が40年以上50年未満のもの	アスファルト	4.5mm 以上
	モルタル	6.0mm 未満
	エポキシ樹脂等	4.5mm 未満
	強化プラスチック	4.5mm 未満
設置年数が30年以上40年未満のもの	アスファルト	6.0mm 未満
	モルタル	4.5mm 未満
設置年数が20年以上30年未満のもの	アスファルト	4.5mm 未満

(3) タンク内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置のイメージ



① FRP内面ライニング



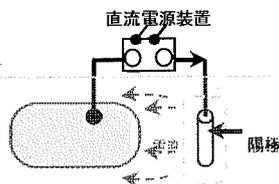
施工前



施工後

○埋設されたままの状況で内面全体に厚さ2ミリになるよう強化プラスチックを被覆する。

② 電気防食



○金属(鉄)の腐食は、土壌のイオン濃度の不均一性等により、埋設された金属の一部分に電流が発生し、鉄がイオン化して溶解するために発生する。
○電気防食は、埋設されたタンクへ外部から腐食によるものと逆向きの電流を流すことで腐食の進行を防止する。

③ 常時監視



○直径0.3メートル以下の以下開口部からの危険物の漏れを常時検知することができる設備
(例えば、埋設されたタンクに貯蔵されている危険物の液面を常に計測して、危険物の流出による液面の変化を検知し、警報を発するシステムがある。)

3. 注意

地下貯蔵タンクの設置年数等の要件に応じて「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」等の判定を行うことから、今回の省令改正が施行された後、地下貯蔵タンクの設置年数の経過に伴い、ある時点から腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク等の要件に該当することとなる場合があります、その時点で内面の腐食を防止するためのコーティング等の措置を講ずる義務が生じます。

したがって、危険物施設で地下貯蔵タンクを所有されている設置者の方は、当該タンクの仕様、設置年数、使用予定年数等を踏まえて、適切な措置を講ずるようお願いいたします。

また、内面コーティングを施工する前にタンクの状態を調べますが、その結果タンクの腐食が著しく進行していることなど、消防法令の基準に抵触することが判明した場合は、内面ライニングができないだけでなく、タンクの使用もできなくなることを申し添えます。

4. 経過措置

「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」及び「腐食のおそれが高い地下貯蔵タンク」に係る流出防止対策については、平成 25 年 1 月 31 日までの間は、なお従前の例によることとされています。

5. 行政命令等

「腐食のおそれが特に高い地下貯蔵タンク」等に該当するタンクについて、流出防止対策が、平成 25 年 1 月 31 日を過ぎても流出防止対策が講じられていないものについては、随時立入検査等を実施するとともに、改修計画の見込めない施設にあっては、消防法第 12 条第 2 項に基づく基準適合命令等を発出する場合があります。

6. 問い合わせ先

ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

担当：甲賀広域行政組合消防本部予防課

危険物指導係 大森 吉坂

TEL : 0748-63-7932 FAX : 0748-63-7940

E-mail fd-yobo@koka-koiki.jp